

特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド

決裁及び委任マニュアル

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド（以下「未来ファンド」という。）の理事長の権限に属する事務の決裁区分及び手続きを定めるとともに契約に関する行為を委任することにより、事務処理の責任の所在を明確にし、円滑かつ適正な事務処理を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号の定めるところによる。

- (1)「決裁」とは、事案について、最終的に意思を決定することをいう。
- (2)「専決」とは、事案について、この規程に定めるところにより、常時理事長に代わって決裁することをいう。
- (3)「代決」とは、事案について、理事長または専決することができる者に代わって臨時に決裁することをいう。

(専決及び代決の効力)

第3条 この規程に基づいてなされた専決及び代決は、理事長の決裁と同一の効力を有する。

第2章 事務決裁

(理事長の決裁事項)

第4条 理事長の権限に属する事務のうち、重要な事項及び異例もしくは疑義のある事項は、すべて理事長の決裁を受けなければならない。

2 前項に規定する重要な事項は、別表第1に掲げるとおりとする。

(専決事項)

第5条 副理事長及び会計担当理事が専決することができる事項は、それぞれ別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。

(報告)

第6条 専決した者は、必要があると認めるときは、当該専決した事項について、その内

容を上司に報告しなければならない。

(代決)

第7条 決裁すべき者が不在のときは、当該決裁すべき者の区分に従い、それぞれ次の各号に掲げる者が代決することができる。

(1) 副理事長

(2) あらかじめ副理事長が指定した者

(代決の制限)

第8条 前条に規定する代決は、あらかじめ処理の方針が示された事項又は緊急に決裁する必要がある事項に限りこれを行うことができる。ただし、特に重要な事項及び異例もしくは疑義のある事項又は新規の事項については、代決することができない。

(代決後の手続き)

第9条 代決した者は、代決した事項のうち必要なものについて、遅延なく後閲を受け、又は報告をしなければならない。

第3章 委 任

(契約に関する行為の委任)

第10条 未来ファンドにおける契約に関する行為で次の各号に掲げるものは、総務担当理事に委任する。

(1) 予定価格10万円未満の物品の購入に関する契約の締結

(2) 予定価格10万円未満の工事その他の請負に関する契約の締結

(3) 市町村の事業の受託に関する契約の締結

(マニュアルの改廃等)

第11条 このマニュアルの改廃は、副理事長が起案し、理事会の承認を得るものとする。

2 このマニュアルに取り決めのない事項は理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年6月23日から施行する。

別表第1 理事長の決裁に付すべき事項

- 1 法人の総合企画及び運営の基本方針の策定に関すること
- 2 理事会の招集及び議案に関すること
- 3 各種規程（定款細則、会員規程、その他本会の業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるものを除く。）、運用方針、要領等の制定又は改廃に関すること
- 4 組織及び権限に関すること
- 5 職員（嘱託職員及びパートタイム職員等を除く。）の任免、進退及び賞罰等の人事（事務局長及び幹部職員について理事会の同意を要する事項については、当該同意のあったものに限る。）に関すること
- 6 職員の給与の支給基準及び運用方針等に関すること
- 7 職員の職務に専念する義務の免除に関すること
- 8 勤務時間の特例の承認に関すること
- 9 表彰に関すること
- 10 予算の編成に関すること
- 11 事業報告及び決算に関すること
- 12 1件10万円以上の物件（基本財産を除く。）の取得、交換並びに賃借及び1件10万円以上の物件（基本財産を除く。）の処分に関すること
- 13 債権の免除又は効力の変更に関すること
- 14 借入金に関すること
- 15 損害賠償に係る軽易な事項に関すること
- 16 重要な公示、通知、催告、申請、届出、報告、照会並びに回答等及び情報の開示に関すること
- 17 その他理事長の決裁に付すべき重要な事項に関すること

別表第2 副理事長の専決事項

- 1 職員の事務分担に関する事
- 2 職員の出張（理事長または総務担当理事の承認が必要なものについては、当該承認があったものに限る。）を命令し、及び復命を受ける事
- 3 職員の服務に関する事
- 4 職員の休日勤務及び時間外勤務の命令に関する事

別表第3 会計担当理事の専決事項

- 1 1件10万円未満の物件（基本財産を除く。）の取得、交換並びに処分に関する事
- 2 1件10万円未満の物件に係る執行伺済の支出に関する事